

令和7年3月

一般社団法人鹿児島県情報セキュリティ協議会会費規則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人鹿児島県情報セキュリティ協議会（以下「本協議会」という。）の会員の会費を定めるものとする。

2 この規則は、総会の議決をもって変更することができる。

(会費)

第2条 会員の会費は次の各号に定める額とし、毎年、会費を納めなければならない。

(1) 法人会員 年額 20,000 円

(2) 個人会員 年額 5,000 円

年度の中途に入会する会員の会費は、9月末日までに入会した場合は全額とし、それ以降に入会した場合の会費は半額とする。また、納入は入会月の翌月末日までに納入のこととする。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付則

1. この規程は、令和7年4月10日から施行する。